

公立大学法人横浜市立大学工事部分払事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、工事の部分払に必要な工事の既済部分の算定その他必要な事項を定めることにより、工事の部分払いの事務処理の能率化を促進し、もって請負人に対する部分払金の支払を円滑に行なうことを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要領における用語の意義は、公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱規程及び公立大学法人横浜市立大学請負工事検査事務取扱要綱の例による。

(部分払いの申請)

第3条 部分払いを指定した工事において契約時に請負人から部分払い申請書（第1号様式）の提出があった場合に部分払いをすることとする。

(工事の既済部分の算定)

第4条 工事の既済部分の算定は、次条及び第6条の規定により定めた工事の工程段階を完了した時点における工事の出来高率により行なうものとする。

(工事の工程段階、出来高率)

第5条 工事の工程段階は工事の工程段階及び出来高率表（第2号様式）により工事の種類及び工事科目ごとに、工事の進捗状況を容易に確認段階に区分して、総括監督員が請負人と協議の上あらかじめ定めておくものとする。

(検査の時期)

第6条 検査主幹は、請負人から工事既済部分検査申請書の提出があったときは、当該提出の日から起算して14日以内に、検査員に検査をさせるものとする。

(検査調書への記入)

第7条 検査員は、検査調書を作成する場合は、第5条の工事の工程段階を完了した旨を、当該検査調書に明記しなければならない。

(支払の時期)

第8条 経理責任者は、請負人から適法な部分払金の請求書の提出があったときは、当該提出の日から起算して14日以内に支払が完了するよう必要な事務処理をしなければならない。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条）

部分払い申請書

年 月 日

公立大学法人 横浜市立大学
理事長

請負人

工事部分払事務取扱要領第3条に基づき部分払いを申請します。

契約工事名			
契約年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

区分	出来高予定期率 (%)	工程段階	部分完成予定期日
第1回部分払い			年 月 日
第2回部分払い			年 月 日
第3回部分払い			年 月 日

総括 監督員		主任 監督員		監督員	
-----------	--	-----------	--	-----	--

工事の工程段階及び出来高率表

工事名称

工事科目	第1回部分払		第2回部分払		第3回部分払	
	出来高率 (%)	工程段階	出来高率 (%)	工程段階	出来高率 (%)	工程段階
合計（概算）						

請負人

受領印	
-----	--